



高浜市 ×



(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

空き家 バンク登録

どうやって
登録するの？

空き家 売却

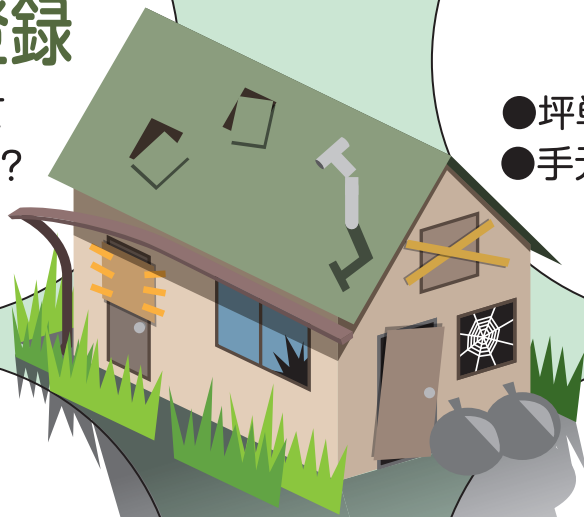
- 坪単価いくらくらい？
- 手元にいくら残るの？

空き家 解体

- いくらかかるの？

空き家 管理

- 除草作業・換気など
- 空き家管理パックの
ご紹介



平成27年5月から
「空き家対策特別措置法」が
施行されました。

その他、住宅診断・税金関係など、まずはご相談ください。

空き家総合相談窓口

052-522-2567

高浜市と(公社)愛知県宅地建物取引業協会は空き家対策に関する協定を締結し、
空き家等の未然防止に取り組むため、各種相談に対応する
「空き家総合相談窓口」を開設しました。
空き家に関するご相談・ご質問等、何でもお気軽にご連絡ください。



空き家に関するご用命はお近くの「空き家マイスター」にお声掛けください。

(公社)愛知県宅地建物取引業協会
認定の空き家の専門家

AM 空き家マイスター

AM 空き家マイスターリスト

「空き家マイスター」とは、昨今問題となっている空き家問題に目を向け、空き家に関する講習を受け、知識を習得した者に対し、(公社)愛知県宅地建物取引業協会が独自に認定した資格です。安心・安全な取引を提供し、トラブル等を未然に防ぐことを目的に、地域の空き家マイスターが空き家問題を解決すべく様々な角度からご相談・ご提案させていただきます。

空き家マイスター情報						取扱業務				
事務所所在地	商号	担当者	住所	TEL	FAX	売買	賃貸	管理	解体	リフォーム
高浜市	(有)田戸不動産	岩月 正二	高浜市田戸町4-6-27 1F	0566-53-0482	0566-53-0409	●	●	●		
	(株)ハウスプロダクト	牧野 規生	高浜市沢渡町3-7-13 岩角ビル1F	0566-45-7573	0566-45-7574	●				
	(株)ネバーエンド	市川 直起	高浜市本郷町2-3-1 M&M 1F	0566-54-0515	0566-54-0516	●	●	●	●	●
	(株)八大不動産	山元 多恵 神谷 千夏	高浜市二池町2-7-8	0566-52-6063	0566-53-2341	●	●	●		

令和4年12月1日現在

空き家の適切な管理は**所有者の責務**です！

平成27年5月から**空家等特別対策措置法**が施行されました。空き家の所有者又は管理者には、防災・衛生・景観等において、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないように、空き家等を適切に管理する責務があります。

空き家は放置しておくことで劣化していくため適切な管理が必要です。
所有・管理している空き家の様子を定期的に確認し、適切な管理・維持を心掛けましょう！

● 空き家を放置すると…「特定空家」に認定されることがあります。

特定空家とは

1. そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 ・ 建築物の傾斜、破損 ・ 屋根、外壁の破損、変形 等	2. そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態 ・ 排水等の流出による臭気の発生 ・ ごみ等の放置 等
3. 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態 ・ 立木等が建物の前面を覆っている ・ ごみや物の散乱 等	4. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態 ・ 不特定の者が容易に侵入できる ・ 動物等が住み着いている

● 特定空家に認定されると…固定資産税の額が大幅にあがります

一定の要件を満たしている住宅用地は特例措置として課税標準額が減額されていますが、特定空家に認定された場合、その特例から除外されます。

【現行の住宅用地特例】

	小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	一般住宅用地 (200㎡を超える部分)
固定資産税の課税標準	1/6に減額	1/3に減額